

徳島市農業委員会定例総会 議事録

1 とき	令和 2年 4月28日 (火) 開会 午後 3時15分 閉会 午後 4時00分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>4番委員 野口 俊廣 6番委員 金澤 敬治 7番委員 能田 義弘 8番委員 西 一 10番委員 川人 泰博 12番委員 森 政雄 13番委員 品山 昌美 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 橘 榮一 3番委員 天羽 俊文 5番委員 大貝 美治 9番委員 久米 裕純 11番委員 佐々木永薫 14番委員 植田美恵子 18番委員 朝田 三郎 19番委員 市岡 沙織</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>議案</p> <p>(1) 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地通知の審議について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地改良届について 7. 農地であることの証明について 8. 転用許可の取消について (5条許可) 9. 転用届出の取消について (5条届出)

令和 2年 4月 徳島市農業委員会総会 議事録

(開会 午後3時15分)

議長 ただいまから令和2年4月徳島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会は、農業委員 19名のうち過半を超える10名が出席しており、会議が成立しております。本日は、役員と地区審査等の案件があった委員などの最小限の人数で開催しております。
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、4番・野口 俊廣委員、8番・西 一委員にお願いします。
それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。
では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われれます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられませんが、なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲渡人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人は対象地においてスダチの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人は対象地において、水稻や里芋の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人は対象地において、主にプロッコリーの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人は対象地において、蓮根の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、裁判上の和解による代物弁済で、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人は対象地において、甘藷の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人は対象地において、ウリイや自然薯、カリフラワーの栽培を行うとのことです。

この案件は、2月に受付し、譲受人が法人としては新規就農のため、新規就農面談を行い、その後農地所有適確法人の認定条件整備のため、今月の審議となりました。

第3号議案は、以上7件で、対象地は田4, 563㎡、畑3, 734㎡、

計8, 297㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、7番案件の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 2月13日の午後3時から7番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、浦川推進委員さんと私の委員2名と譲渡人側4名、事務局2名の8名です。

譲受人は、平成30年8月に、農作業の生産、栽培、加工、貯蔵、運搬及び販売を主とした会社を設立しました。この度、会社としては新規に、申請地でシタスや里芋、カリフラワー等の栽培を始めることを計画しております。社員は皆、農業経験が長く、知識も豊富で、今後は野菜の栽培だけでなく、収穫した野菜を使って、加工・販売をし、周辺地域の活性化を促進したいとの計画を持っています。今後、徐々に農地も増やし、加工所や販売所を建てたいとのことです。

申請地を選んだ理由は、他の借入地からも近い場所で農地を探していたところ、近隣の農業者が規模を縮小することに伴い、農地1筆を譲り受ける話がまとまりました。今回の三条許可については、就農計画等に問題はなく、国府地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。また、農地所有適格法人の資格を取得したことも合わせて報告させていただきます。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧下さい。まず、本申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、第2種農地で、申請人は所有する農地を、土木建築業者に対して賃貸借権を設定して、露天貸資材置場に転用するものです。

本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われまます。また、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みです。

第2号議案は以上1件で、畑が555.30㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場555.30㎡です。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。まず、3番案件についてですが、露天車両置場の転用目的で申請されましたが、太陽光設備認定の計画が確認されたため、転用計画の確実性が乏しいと判断し、今回の議案から削除し、保留とさせていただきます。

それでは、議案書4ページから、御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、第2種農地に該当します。譲受人は、再生可能エネルギー電力の売電事業を営んでおり、賃貸借権を設定し、太陽光発電設備に転用するものです。

2番の申請地は、第2種農地に該当します。譲受人は、不動産業を営んでおり、所有権を移転し、露天貸資材置場に転用するものです。この案件は昨年12月に一度申請されましたが、実施した地区審査にて、計画が不十分であることを指摘され、申請を取り下げたものです。そして今月、指摘された部分を改善し、申請されました。

4番の申請地は、徳島市上八万支所から300m以内に位置する第3種農地です。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電設備に転用するものです。

5～6番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は第2種農地に該当します。譲受人はホームセンター小売業等を営んでおり、賃貸借権を設定し、店舗（ホームセンター）に転用するものです。

7番の申請地は、第2種農地に該当します。所有権を移転し、自宅敷地への進入路に転用するものです。また、本件は、追認案件であり、設置当時に農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。

8番の申請地は、第2種農地に該当します。譲受人は、木材の製造業を営んでおり、所有権を移転して自身の会社に貸す露天貸資材置場に転用するものです。

9番の申請地は、第2種農地に該当します。譲受人と譲渡人は親子関係であり、所有権を移転し、世帯分離住宅に転用するものです。この案件は、今年の2月総会にて使用貸借権設定として許可しましたが、借入先から融資を受ける条件に合わなかったことから、先の転用許可を取消した後、権利を変更して申請に至ったものです。

10番の申請地は、第2種農地に該当します。譲受人は自動車の修理・販売業を営んでおり、使用貸借権を設定して、露天車両置場に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場・駐車場となっている案件については、保留となった3番を除き、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1～2番、5～6番、8番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全10件で、うち保留が1件となります。地目は、全て田で、合計11,189㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地541㎡、駐車場・資材置場4,894㎡、その他施設用地5,754㎡です。以上、御審議をよろしく願います。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番案件の地区審査についてですが、本日、多家良地区の岸本委員が欠席ということですので、岸本委員からの心証等の書面を事務局担当者が代読します。

事務局 事前に岸本委員からお預かりした地区審査の心証を読み上げさせていただきます。今月15日の午前10時から1番案件の地区審査を実施したので、報告します。参加者は、私と、井川推進委員、石田推進委員、転用者側2名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、JA 多家良支所から西へ約2.2kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して、太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成及び排水については、段差がある申請地を全体的なスロープ形状とし、既設水路に雨水排水が流れ込むようにすり合わせます。その上に砕石を敷き、防草シートも利用する計画です。

また、水利組合から同意書が提出され、地元土地改良区は管轄外であるため、上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、多家良地区の委員は、一致して問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。続きまして、2番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 昨年の12月9日、午後3時より、2番案件で地区審査を実施したので、報告します。参加者は、天羽委員、大平推進委員、岸野推進委員と私の委員4名、転用者側3名、事務局2名の9名です。申請対象の農地は、方上小学校から南西へ約850mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天貸資材置場に転用しようとするものです。排水については、申請地の両脇に素掘りの水路の施工が計画されており、地元土地改良区及び水利組合から排水同意書が提出され、意見書については管轄外であったため、上申書が提出されています。

結論として、今回の申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、勝占地区の委員は、一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。続きまして、5番から6案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月15日の午後1時半より5～6番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は植田委員さん、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員4名、事務

局2名、転用者側は2名です。申請地の場所は、川内北小学校から北東へ約400mに位置し、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、店舗（ホームセンター）に転用しようとするものです。造成は、南側県道に出入口を設け、周囲に擁壁を新設する計画であり、排水は、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書も提出されているようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、川内地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、8番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月17日の午後2時から8番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、浦川推進委員さんと私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、国府中学校から南東へ約400mに位置しており、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して、露天貸資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、道路高まで約15センチ盛土し、西側と南側は、土が水路に流出しないように土揚場部分を残しながら勾配をつけます。排水については、雨水のみで、自然浸透および既設水路で処理する計画で、地元の土地改良区との協議もまとまっているようです。

結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしているため、国府地区の委員として、問題は無いと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、3番案件を保留とし、1～2番案件と4番、7～10番案件を議案書のとおり許可すること、5～6番案件を許可相当として議案書のとおり県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については、第3号議案については3番案件を保留とし、1～2番案件と4番、7～10番案件を議案書のとおり許可すること、5～6番案件を許可相当として議案書のとおり県に諮問することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第4号議案、非農地通知の審議について、を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、非農地通知の審議について御説明します。議案書6ページを御覧下さい。

1番の申請地は、全部で11筆あり、徳島市球技場から北に約1kmに位置してお

り、今月16日に、地元の委員2名と事務局2名で状況を確認しております。

土地所有者によりますと、相続を受けた時は、耕作をしていたものの、山間部で勾配がきつく、年齢を重ねるに従い耕作が難しくなったことから耕作放棄地となり、現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺も山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいとされます。

第4号議案は、以上1件で、対象地は田1, 252㎡、畑13, 980㎡で計15, 231㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようでしたら採決いたします。

第4号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第5議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について御説明します。議案書7ページを御覧下さい。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、令和●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の養子が猶予を受けようとするものです。

2番は、令和●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。

3番は、令和●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。

4番は、令和●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。第5号議案は、4件で対象地は、田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となっています。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようでしたら採決いたします。

第5号議案の相続税の納税猶予適格者証明願の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、谷川 興一委員に御退席をお願いします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第6号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書8ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は、新規設定が5件、再設定が10件で合計15件となっており、そのうち賃貸借権が9件、使用貸借権が6件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～2番が多家良地区・4筆・2件、3～4番が上八万地区・4筆・2件、5番が不動地区・15筆・1件、6番が応神地区・1筆・1件、7～8番が川内地区・7筆・2件、9～11番が国府地区・4筆・3件、12～15番が南井上地区・8筆・4件となっております。

利用権設定は以上で、田23筆17,476㎡、畑20筆19,781㎡の合計43筆37,257㎡となります。

続きまして、利用権移転について御説明します。議案書11ページを御覧下さい。1番は、令和元年12月25日から1年間の使用貸借権が設定されている残りの期間を移転するものです。利用権移転は、以上で田1筆1,143㎡です。

続きまして、所有権移転について御説明します。議案書12ページを御覧下さい。本案件は、譲渡人から譲受人へ売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。譲受人の耕作面積は、取得後1,019aに至るものであり、取得後には対象地において野菜の栽培を行うとのこと。

所有権移転は、以上1件で田1筆、1,944㎡となります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第9号議案については、全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。

議案書13ページを御覧下さい。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく

権利取得の届出についてです。14ページに渡り7件受理しました。

15ページを御覧下さい。2番は、農地法第5条第1の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。15件交付しました。

16ページを御覧下さい。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。17ページに渡り10件受理しました。

18ページを御覧下さい。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。20ページに渡り17件受理しました。

21ページを御覧下さい。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。4件受理しました。

22ページを御覧下さい。6番は農地改良届出についてです。1件受理しました。

23ページを御覧下さい。7番は農地であることの証明についてです。1件証明しました。

24ページを御覧下さい。8番は転用許可の取消についてです。1件取消しました。

25ページを御覧下さい。9番は転用届出の取消についてです。1件取消しました。

報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和2年4月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時00分)